三(1)　氏名又は名称

変更前	財団法人日本建築設備・昇降機センター
変更後	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

(2)　変更年月日
平成二十四年四月一日

○関東地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十一日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県東筑摩郡生坂村九二七〇番四から同村九二八七番一まで	後	一三・一四～二三・〇五メートル 一三・一四～三六・九八キロメートル
長野県東筑摩郡生坂村九二九五番一から同村九五〇四番三まで	前	一八・八八～四五・〇九メートル 三八・六一～五〇・五八キロメートル
	後	一八・八八～四五・〇九メートル 三八・六一～五〇・五八キロメートル
大町市八坂字北原一六二八〇番二から同村一六二八三番二まで	前	二二・〇六～二三・三五メートル 五七・五五～五八・四七キロメートル
	後	二二・〇六～二三・三五メートル 五七・五五～五八・四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前　BA	七・一〇～一〇七・〇〇メートル 二二・〇〇～一九四・〇〇キロメートル
	後　BA	七・一〇～一〇七・〇〇メートル 二二・〇〇～一九四・〇〇キロメートル

備考　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
みどり市笠懸町阿左美一四八二番一から同市笠懸町阿左美二七六一番一まで	前	二二・七〇～三四・三〇メートル 〇〇・二一八キロメートル
	後	二二・七〇～三四・三〇メートル 〇〇・二一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
周南市大字戸田字東種森二六二五番二から同市大字戸田字八反田二七三一番一まで	前	三〇・〇〇～四三・〇〇メートル 三四・〇〇～一一一・〇〇キロメートル
	後	三〇・〇〇～四三・〇〇メートル 三四・〇〇～一一一・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○北海道開発局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道夕張郡長沼町銀座南二丁目九四番二地内	前	一九・二〇～一九・二〇メートル 一六・五〇～一九・二〇キロメートル
	後	一九・二〇～一九・二〇メートル 一六・五〇～一九・二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十一日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十七号	北海道夕張郡長沼町銀座南二丁目九四番二から同町銀座南一丁目三七六番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年六月十一日